

【支援】「免許返納支援」及び「高齢者等の福祉支援」を目的として、以下の支援事業を実施します。

<b>(1) 運転免許の返納者への支援（安平町運転免許証自主返納者支援事業）</b>	
担当課	総合庁舎（早来）税務住民課住民生活グループ（☎22-2940） ※総合支所（追分）の地域推進課でも申請書の受付に限り可能となります。
支援内容	平成 31 年 4 月 1 日以降に運転免許証を自主返納した満 75 歳以上の町民の方に、次のとおり共通回数券を交付します。 ①満 80 歳に達するまでに免許返納を完了し、かつ役場担当窓口申請し、交付決定が認められた方 ⇒ 年間 33,000 円分×3年間交付します。 （循環バスなら 165 回、デマンドバスなら 110 回乗車可能な金額） ②満 80 歳を過ぎて免許返納を完了し、かつ役場担当窓口申請し、交付決定が認められた方 ⇒ 共通回数乗車券を年間 33,000 円分×1年間交付します。 ※①②の申請には、運転履歴証明書等の自主返納を証明する書類が必要です。
<b>(2) 高齢者やしょうがい者等への支援（安平町地域公共交通助成事業）</b>	
担当課	総合庁舎（早来）健康福祉課福祉グループ（☎29-7071） ※総合支所（追分）の地域推進課でも申請書の受付に限り可能となります。
支援内容	安平町民で、以下のいずれかの条件に当てはまる方に、共通回数乗車券を年間最大で 16,500 円分を交付します。（循環バスなら 82 回、デマンドバスなら 55 回乗車可能な金額） ①満 70 歳以上で、介護保険料第 1～3 段階の方 ②障害者手帳（身体・知的・精神）所持者又は障害年金受給者 ③生活保護世帯 ④介護保険施設等の入所者 ⑤ひとり親世帯 ⑥満 80 歳以上の方 *この事業での共通回数乗車券の交付を受けるには申請が必要となります。 なお、平成 30 年度中にデマンドバス助成チケットの交付を受けた方に限り、4 月から 7 月までの分の共通回数乗車券を 3 月末までに郵送します。

この支援制度の実施に伴い、  
デマンドバス運賃助成制度  
（半額券の交付）は終了します

【その他】

\*循環バスに限らず公共交通全体の利用促進策として、町民ノーマイカー運動の実施や乗り方教室の開催などを行っていきます。また、総合時刻表・路線図等の発行については、内容を工夫改善しながら継続して発行していきます。総合時刻表等は、発行の度に全戸配布するほか、安平町ホームページにも掲載しています。

安平町ホームページ「町内公共交通」

QRコード  
(総合時刻表等を掲載しています)



\*運行開始当初は今回お知らせしている内容で運行を開始しますが、運行開始後も適宜改善を図っていく考えです。しかしながら、循環バスが全ての移動ニーズに応えることは困難であることをご理解いただき、日常生活では、鉄道やハイヤーなどを含めた公共交通との「賢く上手な組合せ」によるご利用をお願いするとともに、各種団体活動では、開催時刻を公共交通の時間に合わせていただくなど、「公共交通の積極的な活用」にご協力をお願いします。

\*循環バスの運行開始に伴い廃止する「せいこドームバス」により運行してきた追分高校通学バスや安平小・遠浅小児童のプール行き児童便（いずれも利用者限定の送迎バス・非公共交通）は、循環バス車両を使用して引き続き運行していきます。これらの利用説明については、学校等を通じて対象者にお知らせします。（担当課：教育委員会事務局☎29-7036）